

Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？	A1 使い分けは下記のとおりです。【現場環境改善費での熱中症対策】現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど）【熱中症対策に係る現場管理費補正】従業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）
Q2 防眩材、電気防食単独取り付け工事について、現場環境改善費を計上してよいのか。	A2 下記の工事については、現場環境改善費は計上できません。 ①防眩材のみを取り付ける工事 ②電気防食のみを取り付ける工事 ③防眩材及び電気防食のみを取り付ける工事
Q3 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか	A3 トンネル、ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。
Q4 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか。	A4 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。減点等の罰則はありません。
Q5 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいのか。	A5 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。なお、対象外には屋内工事も含みます。
Q6 要領「IV 適用の範囲」における“実施が困難なもの”、“効果が期待できないもの”の具体例は？	A6 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。
Q7 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたもののみか。	A7 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。国や他県の事例を参照されても構いません。「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。
Q8 港湾土木請負基準及び漁港漁場関係工事積算基準の「第1部 第2章 2節 2—11 現場環境改善費」では、現場環境改善費の積算は、率計上による額と積上げ計算による額を加算して行うとされているが、どのような場合について積上げ計算を行うか。	A8 基本的には率計上のみで積算を行いますが、率計上分の額に対し実際の費用が高額となる場合については、「1. 基本的な考え方(5)」にある、「特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるもの」に準じ、受発注者間で協議し、発注者が適正な対策であることを認めたうえ、必要額を積上げ計上してください。土木部の所管する工事及び農業農村整備事業版においては、熱中症対策、防寒対策に係る費用は率から除外され、率計上50%の上限額内で適切に積上げますが、港湾、漁港漁場関係事業においては、熱中症対策、防寒対策は率分に含まれますので注意してください(率分に含まれない内容について率計上50%の上限額内で適切に積上げ計上する。)

Q9 熱中症予防、防寒対策に関する費用のうち、積み上げ費用とは何か。

A9 現場環境改善費率及び現場管理費率に含まれる下記に掲げるもの以外で、当該現場で必要と認められるもの。
 (1) 現場環境改善費率計上費用(熱中症予防)
 暑さ測定器具、遮光ネット、ドライミスト発生器具、ミスト扇風機、作業場用大型扇風機、送風機、エアコン、給水器、シャワー室、冷蔵庫、製氷機、自動販売機、日除けテント、簡易休憩所、休息車、クーラーボックス、熱中症対策バンド
 (2) 現場管理費率計上費用(熱中症予防)
 熱中症飴、タブレット、経口補水液、熱中症対策キット、ヘルメット取付ソーラー充電式ファン、クーリングベルト、遮光チョッキ、速乾性および通気性の良い安全チョッキ、空調服
 ※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。
 (3) 現場環境改善費率計上費用(防寒対策)
 暖房設備、防寒服、防寒具

Q10 労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から、事業者は職場での熱中症対策を義務付けられた。小規模工事においては、率計上分及び積み上げ計上分(率計上50%の上限額)では必要な対策を行うには不足し、受注者が対策を怠ったとして罰則が適用される可能性がある。必要な経費を計上でできないか。

A10 小規模工事における熱中症対策について、率計上分及び積み上げ計上分(率計上50%の上限額)では必要な費用が不足する場合においては、「1. 基本的な考え方(5)」にある、「特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるもの」に準じ、受発注者間で協議し、発注者が適正な対策であることを認めたらえ、必要額を積み上げ計上してください。

Q11 Q9の”小規模工事”の定義はあるか。

A11 具体的な定義は設けていませんが、率計上分及び積み上げ計上分(率計上50%の上限額)では必要な熱中症対策を講じる費用が不足する工事を想定していません。現場の状況や条件によって異なりますので、工事ごとに慎重に判断してください。

Q12 積み上げ計上項目について、施設、設備等の種類や規模、設置期間などを受発注者間で協議するタイミングは、施工計画書の提出前が適当か。

A12 特に定めはありません。施工計画書には実施予定の内容を簡潔に記載し、対策の実施前までに、工事打合せ簿により受発注者間で規模や期間等を協議、決定されれば問題ありません。また、率計上分として実施する内容についても同様に工事打合せ簿により受発注者間で実施内容を協議していただいても差し支えありません。

Q13 積み上げ項目分の計上を行うために受注者が提出する資料はどのようなものか。

A13 ○リース品の場合:リースに係る費用を計上【受注者の提出資料例】 以下が確認できる見積書(契約書)等、設置期間、設置費用
 ○購入品(会社所有備品)の場合:購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上【受注者の提出資料例】 以下が確認できる資料、購入時期およびその購入価格(販売価格)、設置期間

Q14 購入品の積み上げ計上する場合の減価償却費の算出方法は？

A14 減価償却費用の算出方法は定額法と定率法とありますが、基本的に定額法で算出します。● 定額法の算出方法減価償却費＝（取得価額）×（工事使用期間（月）÷ 耐用年数（月））耐用年数については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」などを参考してください。なお、購入時期が古く、耐用年数を超過しているものは計上できません。